

答弁書第九一号

内閣参質一九八第九一号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出首相面談記録の未作成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出首相面談記録の未作成に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「首相面談の記録」及び「官邸の打ち合わせ記録の未作成」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣が、各行政機関から、当該行政機関の事務等について説明や報告を受けた場合であつて、それが当該行政機関の政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等であるとき等の要件に該当する場合には、その記録については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）及び行政文書の管理に関するガイドライン（平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定）を踏まえ当該行政機関が定める行政文書管理規則の規定に基づき、当該行政機関の責任において、文書を作成するものとされている。

四について

お尋ねの「安倍総理と省庁幹部などが面談をした際に」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。